

○知内町議会傍聴規則

平成20年3月13日

規則第3号

知内町議会傍聴人取締規則(昭和21年知内町規則第5号)の全部を次のとおり改正する。

(目的)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第130条第3項の規定に基づき、議会の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴人の定員)

第2条 一般席の定員は、50人とする。

(傍聴席の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人受付簿に記入しなければならない。ただし、あらかじめ届出のある報道関係者は、手続きを要しない。

(傍聴券)

第4条 議長は、必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず傍聴券を交付することができる。

- 2 傍聴券は、会議当日所定の場所で交付する。
- 3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。
- 4 傍聴人が入場しようとするときは、所定の入口で傍聴券を提示しなければならない。
- 5 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。
- 6 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

(議場への入場禁止)

第5条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第6条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒、その他、人に危害を加え、または迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者
- (3) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、または携帯し

ている者

- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。
ただし、第8条の規定により、撮影または録音することにつき議長の許可を得た者を除く。
- (5) ふえ、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者
- (7) 酒気を帯びていると認められる者
- (8) 異様な服装をしている者
- (9) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 議長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、または張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げるなど示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (5) 飲食または喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 不体裁な行為または他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (8) その他議場の秩序を乱し、または議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画などの撮影及び録音などの禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画などを撮影し、または録音などをしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。